

岐阜県代協ニユ

平成26年1月

vol.226



一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会

『会長挨拶』

一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会
会長

こんどう しんご
近藤 信悟



新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様、関係者の皆様にとって清々しい一年になりますよう祈念いたします。
今年のお正月休みは暦に恵まれ、かなりの大型連休となり、正月三が日を過ぎた頃には、お雑煮やお節料理にも飽き、年末にスーパーで買った味噌煮込みうどんにはまっていました。

味噌煮込みうどんと言えば・・・東海地方では「山本屋」が有名ですが、その「山本屋」は二つの会社があることをご存知ですか？

正式名称は『山本屋本店』と『山本屋総本家』の違いですが、岐阜市若宮町は『本店』の方です。

ちなみに、スーパーで購入した冷凍味噌煮込みうどんは『総本家』でした。以前、岐阜高島屋レストラン街に入っていたのは『総本家』だったそうです。皆様、どちらがお好みか食べ比べていただければ如何でしょうか？

さて、1月16日付けで金融庁より保険会社に「保険募集に係る再委託の禁止」・・・いわゆる“委託型募集人制度”において、適正化要請が発表されました。

保険会社と代理店は、法人化・大型化をグレーゾーンでありながらも、事実上認められてきた「委託型募集人制度」を使用して行なってきました。しかし、今回の発表により今までの制度では“禁止”ということになったと理解できます。ここ数年で募集人の数を増やしてきた多くの代理店にとっては、まさに青天の霹靂と言わざるをえないでしょう。

この記事を書いている時点で、まだ保険会社からのアナウンスはありませんが、かなり厳しい提案がなされると予想されます。

簡単に言うと現在の委託型募集人さんは、今所属の代理店さんに正式雇用してもらい正社員になるか？保険会社と委託契約を締結し直すか？ いずれにしても問題は山積です。

法人代理店にもかかわらず厚生年金加入率が低いことや、乗合代理店の中立を掲げているにも係らず、全社の説明不足が生じたり・・・

しかしこれからの大変な作業は消費者の皆様からの絶大な信頼に変わると思えば、避けては通れない道だと確信いたします。

また、年明けの行事として1月22日（水）「日本代協認定保険代理士」認定証授与式が催され、新たに岐阜県では第14期生31名の認定保険代理士が誕生いたしました。31名の皆様、あらためておめでとうございます。

日本損保協会と日本代協の制度が整理統合され、損害保険大学課程ができ、日本代協認定保険代理士という名称はなくなりますが、損保協会認定の資格である損害保険トータルプランナーの第一期生が本年には誕生します。

今後、損害保険大学課程の目に見える品質、ステータスはますます重要になると思われ、「お客様から選ばれる募集人」となるためにも会員の皆様の損害保険大学課程の受講をお勧めいたします。

目次

1 p・・・会長挨拶／目次	9 p・・・中さんの保険諸国漫遊記 (93) ①
2 p・・・スケジュール／事務局より	10 p・・・～保険ジャーナリスト 中崎章夫 ②
3 p・・・日本代協報告①	11 p・・・『街道シリーズ』(中山道 17) 松尾 一
4 p・・・日本代協報告②／委員会報告	12 p・・・提携事業者広告掲載①
5 p・・・第14期認定保険代理士名簿①	13 p・・・提携事業者広告掲載②
6 p・・・第14期認定保険代理士名簿②	14 p・・・提携事業者広告掲載③
7 p・・・支部活動報告	15 p・・・会員増強キャンペーン／合同人材育成研修会報告
8 p・・・代理店紹介	

スケジュール/事務局より

～ スケジュール ～

日付		主催	行事・議題・内容など	開催場所
1	22	水 県代協	第14期認定証授与式、賀詞交歓会	グランヴェール岐山
	22	水 岐阜	役員会(16:00～)	グランヴェール岐山
	24	金 東海ブロック	東海ブロック会議(14:00～)	岐阜キャスルイン
	24	金 中濃	新年会(11:00～)	昇月
	28	火 組織	委員会(14:00～)	県代協事務局
	28	火 飛騨	新年会(18:30～)	穂高荘 山の庵
	31	金 東海ブロック	第4回企画環境委員会(13:30～)	愛知県代協事務局
2	4	火 企画環境	委員会(11:30～)	サイゼリア岐南町店
	5	水 西濃	例会(11:30～)	五右衛門
	6	木 CSR	委員会(14:30～)	県代協事務局
	7	金 組織	新入会オリエンテーション(10:00～)	長良川スポーツプラザ
	12	水 県代協	第2回選挙管理委員会(13:30～)	県代協事務局
	13	木 中濃	例会(10:30～)	中山道会館太田宿
	13	木 東濃	幹事会(11:00～)、例会(11:30～)	みわ屋
	19	水 東海ブロック	第4回CSR委員会(15:00～)	愛知県代協事務局
	20	木 県代協	理事会(13:30～)	瑞穂総合センター
	21	金 岐阜	第3回合同ブロック会(15:30～)	十八楼
3	10	月 CSR	地震保険キャンペーン(予定)	各支部
4	16	水 岐阜	支部総会	長良川スポーツプラザ

～ 広報機関誌委員会より ～

★『日本代協認定保険代理士新聞広告』について

本年度も恒例となりました日本代協認定保険代理士PRのための広告を、中日新聞朝刊岐阜県全域版に掲載を企画しました。当初、平成26年 2月22日(土)に掲載予定でしたが、都合により

平成26年 2月21日(金)の朝刊 になりましたので、ご了承ください。

今回で11回目を迎えたこの企画は中日新聞朝刊岐阜県版で掲載し、大きなインパクトと反響を読者や保険業界に広く与えておりましたが、平成26年7月をもって、「日本代協認定保険代理士」資格は終了し、損害保険業界共通の資格として「損害保険プランナー」および「損害保険トータルプランナー」資格となります。よって今回がこの企画としては最後となりますので是非ご覧ください。

(委員長 北村 篤俊)

岐阜県代協事務局 TEL : 058-294-1221 FAX : 058-294-8051

Eメールアドレス : gfaiky@opal.ocn.ne.jp

金融庁発令「保険募集に係る再委託の禁止について」～いわゆる“委託型募集人”の適正化要請について～

本年1月16日付けで、金融庁より全保険会社並びに少額短期保険業者に対し、保険業法上の「保険募集に係る再委託の禁止」に関連して、保険代理店使用人の適正化を求める要請があり、本会に対しても趣旨の周知徹底並びに円滑な移行への協力要請がありましたので、その概要並びに関連情報について下記の通り連絡します。

<ポイント>

- 各保険会社は、全代理店の使用人の実態調査を行い、不適切な事例があれば 2015年3月末までに適正化を行うとともに、その結果を金融庁に報告する。
- 現行の「委託型募集人(※1)」も適正化の対象となるため、できる限り速やかに新たな形態に移行する必要がある。
- 委託型募集人の適正化に当たっては、(1)「雇用」or「派遣」or「出向」の形態で使用人要件を充足、(2) 個人代理店へ移行して業務を継続、(3) 新たな法人代理店を設立して業務を継続、等の形態が想定されるが、具体的な移行に当たっては、所属保険会社も交え、適切な選択肢を検討しながら手続きを進めることが肝要。
- 損保業界では、上記(1)の「雇用」等のほか、上記(2)をベースに、現行の委託型募集人の実務を踏まえた代替スキームの導入を検討しており、まとも次第、適正化の選択肢の一つとして案内が行われる予定。
- 実態把握の具体的な方法や適正化の選択肢、手順、スケジュール等については、改めて保険会社より案内が行われる。
- 今後、適正化に際して新たな移行策等を考案した場合には、事前に金融庁に相談することが求められており、本会としても適宜対応を行っていく。

1. 本件の経緯と金融庁要請の内容

(1) 経緯・・・2012年度の保険業法改正(第275条第3項)により、保険募集の再委託は「グループ会社間に限定して認められる(※2)」こととなり、これ以外のケースは禁止されていることが明確になりました。

(※2) 例えば、MS&ADグループにおいて、ADの代理店が、MSとの間で個別の代理店委託契約を結ぶことなく、MSの商品を販売できること

- ・一方で、2013年6月7日に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するWG」報告書において、「代理店と第三者の間に委託契約等の関係があることをもって当該第三者を使用人として届け出を行い、適切な教育・指導・管理を行うことなく当該第三者に募集業務を行わせている可能性がある、との指摘がある」と記載されました。
- ・このような状況の中で、金融庁が実態把握を行ったところ、一部の保険代理店において、再委託の禁止に抵触するものや、使用人の要件を満たさない者を使用人として登録・届出を行っていることが確認されました。

(2) 要請内容

- ・上記を受け、金融庁は、全保険会社に対して、自社代申の全代理店の使用人について、契約形態(雇用か派遣か出向か等)の実態を把握し、使用人として不適切なケースが判明した場合は、2015年3末日までに新たな募集体制へ移行する(適正化を行う)等の措置を行い、その結果を報告するよう求める要請を行いました。

2. 今後の対応

- ・実態調査の方法(※4)、具体的な適正化策の内容等につきましては、現在損保業界サイドで検討が行われており、内容が固まり次第、案内が行われることになります。
- (※4) 例えば、「雇用」「派遣」「出向」の定義は、労働関係法規に従うこととなりますが、使用人を「雇用」していると認められるためには一定の条件も必要になります。そのため、こうした「雇用」の定義等を含めて、調査方法の案内が行われる予定です。
- ・いずれにしても、今後、全代理店の使用人の実態調査が行われることになりますので、代協会員各位のご協力をお願い申し上げます。
- ・併せて、新たな委託型募集人の使用人届提出は本日以降、取り止める必要がありますので、ご留意ください。
- ・新たな募集体制への移行に当たっては、関係者間の認識の共有化と対応策への合意が必要になりますので、保険会社に対しては、十分な対話の実施を求めています。
- ・今後の対応につきましては、正確な情報を基に、所属保険会社との密な連携をとりながら、進めていただくようお願いいたします。個人的見解や思い込み等で新たな方策を採用しますと、結果として潜脱行為とみなされることもありえますので、ご留意下さい。

3. 委託型募集人の適正化策としての「3者間スキーム」の検討

- ・現行の委託型募集人については、全て適正化の対象になります。適正化の方法としては、前記「雇用」等への移行の他、現行の実務を極力維持できるような代替スキームの導入が業界ベースで検討されています。
- ・具体的には、現・委託型募集人と現・所属代理店および所属保険会社の3者間で新たな契約を結び、当該契約を前提に、現・委託型募集人を個人代理店として登録し、現行実務を踏まえたそれぞれの役割や業務内容等を

約定するスキーム（仮称「3者間スキーム」）の検討が進められています。

- ・本スキームは、委託型募集人適正化の選択肢の一つになるものと思われませんが、制度の詳細は検討中であり、具体的な内容については、改めて連絡が行われることとなります。今後の情報にご留意ください。

委員会報告

【教育委員会報告】

第14期認定保険代理士認定証授与式を下記のとおり滞りなく終えました事をご報告し、多数の皆様にご出席、ご協力いただきましたこと厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

開催日時 : 平成26年 1月22日(水) 17:00～
開催場所 : ホテルグランヴェール岐山 鳳凰
認定証授与者 : 31名(次ページ掲載)
ご来賓 : 一般社団法人 日本損害保険協会支部岐阜損保会
副会長 野村 泰弘 様
(損害保険ジャパン(株) 岐阜支店長)
一般社団法人 日本損害保険協会 中部支部
事務局長 小峯 雅也 様
一般社団法人 日本損害保険代理業協会
常任理事 鈴木 啓喜 様
一般社団法人 日本損害保険代理業協会
東海ブロック協議会 会長 高木 勝 様



また、第14認定保険代理士認定証授与式終了後、同会場にて賀詞交歓会が開催されました。

ご来賓の皆様、各保険会社様、賛助会員様より多数のご参加をいただき、総勢138名の盛大な会が催されました。

そして、今年誕生した31名の認定保険代理士の代表として(有)棚橋保険事務所 棚橋 健久様よりご挨拶をいただき、その中で決意も新たに益々精進される誓いをたてられました。代理店においては厳しい募集環境が今年も予想されますが、代協活動を通じて会員それぞれが切磋琢磨し、協力していくことが大切だと思います。

(報告者 委員長 山谷 庸二)

【CSR委員会】

平成25年12月27日に岐阜新聞 岐阜放送社会事業団へ交通遺児の歳末助け合い義援金として、年間行事で募金箱によせられた31,290円を届け、12月28日岐阜新聞朝刊に掲載されました。ご協力いただきました皆様にご厚く御礼申し上げます。



また、地震保険普及キャンペーンを昨年同様に3月に実施予定です。詳細は追って連絡いたしますので支部会員の皆様、理事役員、CSR委員会の皆様にはご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(報告者 委員長 高橋 励)

日本代協認定保険代理士 第14期に31名の皆様が認定されました。おめでとうございます。

氏名 河合 和彦
 代理店名 あいおいサポート (株) 従業員
 住 所 海津市南濃町山崎 593-63
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 神谷 美紀男
 代理店名 (株) プラネット 従業員
 住 所 岐阜市入舟町 2-3 澤田ビル 4F
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 後藤 利裕
 代理店名 (株) サンクス保険サービス 従業員
 住 所 各務原市鵜沼大伊木町 2-67-1
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 棚橋 久美子
 代理店名 (有) 棚橋保険事務所 従業員
 住 所 岐阜市下鵜飼 1835-14
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 坂 淳子
 代理店名 (株) SOGO 従業員
 住 所 大垣市北方町 1-845
 代申会社 損害保険ジャパン (株)

氏名 間瀬 力
 代理店名 (有) ユウ保険事務所 従業員
 住 所 大垣市西之川町 1-295-3
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 信田 泰秀
 代理店名 (株) 東海日動パートナーズ岐阜 従業員
 住 所 岐阜市金町 6-4
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 北村 美穂
 代理店名 (有) ユウ保険事務所 従業員
 住 所 大垣市西之川町 1-295-3
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 佐藤 武紀
 代理店名 (株) 東海日動パートナーズ岐阜 従業員
 住 所 岐阜市金町 6-4
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 大河内 圭一
 代理店名 (株) 大河内 店主
 住 所 岐阜市六条南 1-20-12-101 東栄ビル
 代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 野村 智子
 代理店名 (株) クローバー保険事務所 従業員
 住 所 瑞穂市馬場春雨町 1-50-2
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 武田 一郎
 代理店名 ファインズ (株) 従業員
 住 所 各務原市蘇原希望町 1-24-2
 代申会社 三井住友海上火災 (株)

氏名 川上 伸 (非会員)
 代理店名 (有) カワカミ 従業員
 住 所 各務原市那加太平町 1-227
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 橋元 三香子 (非会員)
 代理店名 西濃保険サービス 従業員
 住 所 瑞穂市穂積 1814-1
 代申会社 三井住友海上火災 (株)

氏名 棚橋 健久
 代理店名 夕棚橋保険事務所 従業員
 住 所 岐阜市下鵜飼 1835-14
 代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 大嶽 純一
 代理店名 (有) ファーストホケン事務所 従業員
 住 所 多治見市喜多町 1-24-1
 代申会社 三井住友海上火災 (株)

氏名 河村 拓也
代理店名 (株)MSG保険サービス 従業員
住所 大垣市林町 7-678-1
代申会社 三井住友海上火災 (株)

氏名 小島 美枝
代理店名 (有)保険ショップあんしん 従業員
住所 関市旭ヶ丘 2-44-2
代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 竹中 広之
代理店名 (株)あんしん保険事務所 従業員
住所 大垣市旭町 4-15
代申会社 日本興亜損害保険 (株)

氏名 塚田 秀俊
代理店名 N&Iプロジェクト (株) 従業員
住所 岐阜市真砂町 10-14
代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 堀 宣弘
代理店名 (株)東海日動パートナーズ岐阜 従業員
住所 岐阜市金町 6-4
代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

氏名 佐伯 賢一
代理店名 (有)恵北損保 従業員
住所 中津川市苗木 1782-3
代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 井戸 敦博 (非会員)
代理店名 (株)中央保険プラザ 従業員
住所 美濃加茂市加茂川町 1-4-29
代申会社 A I U 保険会社

氏名 平林 規義
代理店名 (有)M.S.K 店主
住所 各務原市尾崎北町 4-109
代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 伊藤 諭美
代理店名 平和自動車 (株) 従業員
住所 大垣市浅草 2-53-2
代申会社 富士火災海上保険 (株)

氏名 山田 光宏
代理店名 (有)プラス 従業員
住所 岐阜市茜部菱野 1-19
代申会社 日本興亜損害保険 (株)

氏名 中山 京三
代理店名 (有)中山総合保険事務所 従業員
住所 瑞浪市明世町山野内 305-1
代申会社 損害保険ジャパン (株)

氏名 西村 真司
代理店名 (株)東海日動パートナーズ岐阜 従業員
住所 岐阜市金町 6-4
代申会社 東京海上日動火災保険 (株)

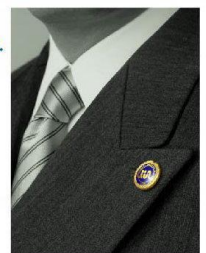
氏名 丸山 和男
代理店名 (有)ベスト保険サービス 従業員
住所 可児市今渡 1274-4
代申会社 三井住友海上火災 (株)

氏名 木村 恵太郎
代理店名 (株)みらい 従業員
住所 岐阜市小熊町 2-20
代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)

氏名 山口 文成
代理店名 ふれ愛保険工房 (株) 店主
住所 多治見市若松町 4-55
代申会社 あいおいニッセイ同和 (株)



We're the Professional.



プロだからこそ、できることがあります。

支部活動報告

【岐阜支部 1月役員会報告】

開催日時 : 平成26年 1月 22日(水) 16:00～ 開催場所 : グランヴェール岐山
出席者数 : 8名 報告者名 : 岐阜支部長 川島邦夫

《議題》

- ①第3回合同ブロック会について…役員は14:30集合
15:00受付開始
15:30-17:00セミナー第1部
17:00-17:30セミナー第2部
18:00懇親会
- ②支部総会について…4月16日(水)13:30受付開始、14:00総会開始
- ③次年度役員について…新たに数名の役員が必要
- ④会員増強について…2月入会金無料キャンペーンを活用する。
現在3店の候補があるが、まだまだ足りない。
引き続き役員は電話帳ローラー作戦を行い報告する。
- ⑤損害保険大学課程コンサルティングコースについて…
東京海上日動は代理店ポイントの加算対象になることが決定した。
他社はまだ未定だが、声掛けの材料として有効活用する
- ⑥県代協からの報告…平成26年度役員改選立候補届出開始
・2月7日 新入会員オリエンテーション
・3月10日18時 地震保険キャンペーン(岐阜駅前)

※次回役員会は 平成26年2月21日(金)14:30～ 場所 十八楼にて



【西濃支部活動報告】

○西濃支部例会兼新年会報告

開催日時 : 平成26年1月17日(金) 18:00～ 開催場所 : 大垣 「一天張」
参加者数 : 27名(会員22名) 報告者名 : 小林 悦雄

《内容》

県代協の近藤会長、賛助会員の(株)イケダさん、(株)オートボディショップ篠田さん、
保険会社(東京海上日動さん、三井住友さん2名)のご参加もいただき盛大に行われました。
金融庁の通告による激震から始まった平成26年ですが会員皆元気にやって行ける事を確信しました。
今年もよろしく願います。

*次回例会は 2月5日(水)「五右衛門 大垣店」にて11:30～13:00開催します。

【東濃支部報告】

○1月例会報告

開催日時 : 平成26年 1月 9日(木) 11:30～ 開催場所 : みわ屋 瑞浪市土岐町
出席者数 : 9名 報告者名 : 中山 幸士

《議題》

- ①中濃支部合同研修会について
- ②2014年賀詞交歓会
- ③保険会社合併について
- ④委員会の開催場所をICの近くに変更できないか?
- ⑤エコキャップ・切手回収
- ⑥認定保険代理士授賞式について。
- ⑦新入会員連れて来隊 名簿確認
- ⑧保険料改定に伴い、自費修理増加
- ⑨2月7日オリエンテーション参加要請

※ 次回定例会開催日時: 2月13日(木) 11:30～

幹事会を11:00より開催しますので幹事さんは必ず出席をお願いします。

支部役員改選につき、恵那・中津川方面の方は特に参加!して下さい。

【飛騨支部活動報告】

○平成26年度飛騨支部新年会予定

開催日時 : 平成26年 1月28日(火) 18:30～ 開催場所 : 穂高荘 山の庵
報告者名 : 馬場 浩之

※ 詳細に関しましては2月に報告させていただきます

代理店紹介

中濃支部 総合保険BRAINS（ブレインズ）

<代理店名>

総合保険BRAINS（ブレインズ）

<所在地>

〒501-0619

関市桜本町 2-18-4

Tel 0575-21-7277

Fax 0575-21-7278

E-mail aibrains@ocn2.aitai.ne.jp

<代表者名>

平林 和巳（ひらばやし かずみ）

<スタッフ>

2名（男2名）

<取扱保険会社>

損保 日新火災海上保険㈱ 計 1 社

生保 メットライフアリコ 計 1 社

<略歴>

平成15年 4月 平林損害保険と丸野損害保険が合併し、
総合保険BRAINS（合資会社BRAINS）を設立。
現在に至る。

<事務所の環境>

関市文化会館に近く、静かな住宅街にあり、長良川鉄道関駅、関シティーミナルなど交通アクセスの拠点にも近い。

<経営理念>

『あなたの身近な保険のプロとして、

不安を安心に変えるお手伝いをいたします』

をスローガンとして、地域密着型の代理店ならではの、きめ細かな提案・契約管理事故対応で、皆さまの安心をサポートし、皆さまの信頼を得る。



代理店使用人適正化に向け実態炙り出し

金融庁、報告徴求命令と監督指針一部改正とその影響度合い

◇痩せて分かった酒の旨さ

体型で食の好みも変わる、とは聞いていたが、この1年強で20キロ以上減量してみてそのことを実感するところとなった。肥っていたころは、脂っこいものや濃い味、刺激的なもの大好きで、量も半端ではなかった、アルコールもビール、ワイン、焼酎やハイボールなどをがぶ飲みしていた。それが、エクササイズと節食を習慣化させ、痩せてみると、新鮮な魚や野菜が美味しく感じるようになるとともに、地酒の美味しさを再認識するようになった。きっかけは昨年10月山形天童荘で飲んだ出羽桜・手作り2年低温貯蔵の大吟醸雪漫々との出会いであったが、その透き通るようなまさに驚嘆したもので、出た料理ともども実に満足のいくものであった。以来、各地の美味しい地酒を求めた旅が始まりだした。私の仕事は各地を巡ね人と交流するパターン、行く先々で、酒を飲み交わし情報を仕入れ食文化にその土地土地の自慢の酒がどのようにかかわっているのかを再確認する楽しみがまた加わった。

◇瀬祭にみる小さな蔵元の革新経営

1月16日のテレビ・カンブリヤ宮殿で、倒産寸前“負け組”酒蔵が起こした奇跡！ピンチに挑み続けた大逆転経営」というタイトルで、この10年で売り上げを8倍にした山口岩国の瀬祭の蔵元旭酒造の社長、桜井 博志氏が紹介された。この1月に「逆境経営」という本も出た。この桜井社長はなかなかの魅力的な人物。爽快かつ心地よい飲み口、うまみ、甘み、香り、のど越しとともに素晴らしく、日本酒が苦手な方々をも虜にするその上質のワインのような常識破りのお酒はいかに出来上がったのかが、解き明かされる。新規事業の失敗、倒産も覚悟したその波乱に満ちた経緯、杜氏を使わない独自の生産ラインを試みた背景、仕込みは冬場という常識を覆し、緻密なデータ分析、技術導入、温度管理を徹底し、四季を通じ、夏でも生産し続ける醸造ラインの構築、そしてそれをオープンにするスタンスなど、絶えず上を目指すひたむきな革新リーダーの姿がそこにあった。パリでの瀬祭レストラン進出にける思いなども取り上げられ、実に興味深かった。番組の冒頭東京駅地下のはせがわ酒店が紹介され、地酒ブームが来ており、純米や純米吟醸などを求める客が押し寄せているとのこと。瀬祭は、純米大吟醸のみを作り、精米割合50%、すなわちコメの外郭のたんばく質の多い部分を半分までにし、落しでんぶんにのみ磨き上げる手間とコストをかけ、独特の甘みやフルーティな香りを出す、遠心分離という独自製法を使って2割3分まで磨いたのである。精米割合50%の4合瓶で1496円台と、手の届く価格で提供し、その火付け役の一つとなっている。

◇地酒の糖質侮りがたし

早速、放映翌日、昼その店に行くと棚に瀬祭はもはやない、テレビで取り上げられた影響か、入手は困難になりそう。かつての越乃寒梅、最近では十四代など、生産が人気に追い付かず異様なレアもの人気となっているが、おそらくこうした事態を苦々しく思っている方々も少なくなかろう。同店では、スタンドで様々な地酒を、5酌(90ml)500円から提供、そこで、マスターの講釈を聞きながらカツオの酒盗やからすみ、大豆、漬物などを肴に山形の地酒出羽桜、山形正宗、上喜元、くどき上手をはじめ加茂金陵(広島)、櫛羅(奈良)、六根(青森)と合計7種類をテスティング、美味しい酒を求め、俄か日本酒好きのあくなき修業は続く。

鹿児島からの帰路とはいえ、昼時に2時間ばかり陣取り、占めて四合を飲む羽目になった。日本酒は暮れから欠かさずに飲み続け、糖質過剰、エクササイズも追いつかない。こんなことをしていたら肥らないはずはないのだが！

◇金融庁の委託型募集人ダメ出しで業界に激震走る

さて、前置きが長くなったが、今回は、今旬な話題として急浮上した委託型(委任型)募集人問題とその影響を粗上に載せてみたい。ご存知のように、昨年末、金融庁は、委託型募集人制度が法令違反に当たるとし、生損保関連団体に適正化方針を伝えたことをきっかけに、年をまたぎ、生損保両業界、代理店業界に激震が走った。1月16日には、金融庁は、委託型募集人問題に関し、報告徴求命令を出すとともに、監督指針の改正案を示し、代理店使用人の要件を明らかにするとともに適正化に向け期限を切った迅速対応を求めた。

すでに、昨年6月に出た金融審議会保険ワーキンググループ報告書でも、製販分離時代を踏まえ、保険会社とともに、保険募集人、保険代理店の役割と責任を独自に問う方向性が提起された。業務特性と規模に応じた代理店の体制整備義務も大書きされ、中でも、保険会社とは一線を画した大型独立乗合代理店については追加的体制整備義務を課し、厳格規制を敷くとともに、保険仲立人(いわゆるブローカー)制度の規制を緩和し調整を図った。

◇委託型募集人問題とは？

平成12年の規制緩和で保険募集については雇用型募集人原則の規制が緩和され、労働者派遣法改正に絡み派遣が認められるとともに、委託・委任方式の使用人制度の導入が損保の代理店効率化策として始まり、その後生保代理店の世界にまで急拡大するところとなった。

特に生保では1社専属の原則の例外として、複数使用人を抱える代理店や損保代理店がグループ傘下の生保委託の際のクロス特例が認められたところから、生保で急激に大型乗合代理店が台頭するところとなり、さらに既存生保の営業職員が、これら乗合代理店に流出するケースも増加した。こうした中で、消費者保護の観点から委託型募集人を活用する代理店の教育、管理、指導の在り方が批判的に取り上げられるところとなった。

金融審議会保険ワーキンググループ報告書でも、委託型募集人問題についても教育・指導・管理の強化が提起され、こうした流れの中で、雇用(および出向、派遣)を募集人の基本とすること、この裏打ちとして固定給や社会保険、就業規則、勤務時間などが問われるところとなった。こうした項目を棚上げし安上がり、かつ自在な組織を展開してきた代理店にとっては事業の見直しを迫られることになる。

◇金融庁、報告徴求命令と監督指針の一部改正

1月16日に金融庁は、委託型募集人制度にかかる保険代理店使用人の適正化等について保険会社各社に対して報告徴求命令を提出、関連団体に対しても「保険募集の再委託の禁止について」説明を行った。あわせて保険会社向けの総合監督指針の一部改正を公表した。

保険代理店の使用人に対する適正化については、昨年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供」の報告書で、いわゆる委託型使用人について形式的な委託契約のもと適切な教育・管理・指導を行うことなく募集業務を行わせている可能性があるとの指摘がなされた。金融庁はこれを受けて保険会社へ実態聴取、一部の代理店について再委託禁止への抵触や使用人としての登録・届出を行っていることが確認されたとして、適正化の方向を打ち出したものだ。

1月16日出された報告徴求命令では、再委託の禁止に抵触する存在が確認された場合、平成27年3月末までに適正化を図ることとし、その結果について平成27年4月30日までに報告を求めた。

◇使用人要件、適正化要件を明示

報告要領では使用人の要件について、適切な教育・管理・指導に加え、「雇用」、「派遣」、「出向」とし、雇用の例として仕事依頼への諾否の自由がなく、業務遂行の指揮命令を受け、勤務の場所や時間が規律され、業務遂行を他人に代替させないという事情がそろう場合が挙げられている。

注目されるのは「雇用」「派遣」「出向」の意義は労働関係法規に従うとされていることで、今後、労働関係法規によって縛られることになる。なお、個人代理店については事業主と生計を一にして同居する親族で、保険募集の実態がある（いわゆる家業代理店）と認められた場合は、適正化の必要はなしとされている。

適正化の報告要件としては、代理店が適正化対象の使用人と委託契約等を解除し、①「雇用」「派遣」「出向」となった場合、②法人代理店の役員又は使用人となった場合、③個人代理店となった場合、④廃業の場合、の四つのケースを挙げ、報告の対象としている。

◇保険会社向け総合監督指針で適正化明確に

金融庁が公表した保険会社向けの総合監督指針の一部改正では、金融審議会ワーキンググループ報告書に基づき、保険募集・販売ルールの見直しにかかる監督上の対応を図るため「保険代理店の使用人要件」の規定をより明確化、保険募集に従事する役員・使用人について「保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者」と規定するとともに、当該使用人は「保険代理店の事務所に勤務し、かつ保険代理店の指揮監督・命令で保険募集を行う者である必要がことに留意する」とされている。

さらに「275条3項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する」との規定も置いた。

◇保険募集人の流動化加速

このような委託型募集人制度適正化に伴い、委託型使用人を「雇用」に替えた場合、労働基準法に基づき労働時間（週40時間、1日8時間）や最低賃金の保証に加え、出退勤管理、さらに社会保険への加入が義務付けられる。したがってこれまでの成功報酬・フルコミッション型の委託契約は見直しが必要となる。

損保の大型代理店、生保の訪販型代理店は多数の委託型募集人を抱えてきた。

また、来店型店舗をフランチャイズ方式で展開する代理店には、雇用を軸に展開するところのほか委託型募集人を抱える処も少なくない。生・損保代理店全体では数万名に上るともいわれる。今回の生損保各保険会社に課せられた使用人要件の報告では、代理店別に、使用人実態がチェックされるが、直接の対象となる委託型使用人とどまらず、雇用、派遣、出向などの実態が浮かび上がる仕組みになる。労働関係法規の遵守の有無なども当然クローズアップされてくる。

すでに、委託型募集人の雇用に動き出した大型代理店もあるが、固定給の範囲設定や態勢整備にはコストもかかることから委託型使用人すべてを雇用へと切り替えることは難しく、保険募集人の流動化が加速されるものとみられる。

◇損保では三者間契約方式導入も

損保では、保険会社主導の直視代理店などでの委託型使用人を多数抱えているケースや、保険会社が認定する代理店での委託型使用人活用などがある。専属の場合は、雇用型募集人の選択のほか、いったん個人代理店とし、保険会社が受け皿代理店のみならず個人代理店（従来の委託型募集人）とも直接委託契約書を交わし、また代理店間でも教育、管理、指導にかかるコスト等を明記した委託契約書を改めてかわす三者間契約方式に切り替える方法などが考えられる。教育・管理・指導面で厳格な基準が求められることとなるため、その場合の個人代理店に移行する際の要件、勤務要件をどうするのか、社会保険の手当てなどの検討も必要となる。

◇法的透明性を高める

ところで、今回の委託型募集人制度の見直しをどう受け止めるべきか。保険募集の在り方につき、監督官庁として、法的透明性を高めるという観点から、曖昧なまま事実先行してきた事柄に改めて決着をつけようとした動きと受け止めるべきだろう。委託型募集人というありかたが、法の禁止する再委託に当たり法令違反であるため、その可及的速やかな適正化を求めるものだという点である。雇用の原則に立ち返り、使用人の教育、指導、管理を厳格に求めるところとなった。

この場合勤務の要件がどこまでを指すのか、その基準の明確化も求められるとともに、給与体系、就業規則、労務管理、社会保険の加入など体制整備も求められるところとなる。

◇使用人のコンプラ実態の炙り出し

筆者が、注目するのは、その波及効果である。委託型募集人問題を契機にその代理店の組織管理の在り方が改めてクローズアップした。10数年追認されてきて定着した委託型募集人が法令違反の金融庁の断に驚き、成功報酬の下に無理な販売が懸念された生保・委託型募集人批判のとはばつちり、あるいは、大手ニューチャネル（トップの個人的脱税）の敵失に乗じた国内大手生保の1社専属原則を盾にした巻き返しとの受け止め方が損保サイドにはあるが、果たしてそれだけだろうか。

自社は委託型募集人を有していないから、高みの見物を決め込んだ代理店経営者もあろうが、実は雇用型募集人の在り方もまた鋭く問われていることにどれほどの方が気付いておられるのだろうか。今回の使用人要件調査では、雇用とともに、労働関係法規の遵守をあえて取り上げていることに留意したい。雇用型をとっておられる代理店でも成功報酬のみの給与体系をとるところや社会保険未加入のケースは多いという憂うべき現状があるからだ。専業代理店で、法人化しているケースで、その加入率は1~2割に過ぎないのでは、との見方もある。このようなたらめな業界の実態にメスが入ることは間違いない。

◇待ったなしの条件整備

今回の問題提起はコンプラ違反の実情に対し鋭く適正化を求めるものともなつてゆく性格のものを受け止めるべきであろう。代理店のマネジメント力、従業員福祉の体制整備、自立と自律の意味が改めて問われるところとなろうし、保険会社も、もはやその条件整備を個々の代理店任せにし放置を決め込むことはできなくなるのではないか。

長らく代理店経営において常態化してきた怪しさのぬぐえない内務管理面、制度的不備、不透明な事業の在り方に初めて本格的なメスが入られたものと言える。それは規模の大小にかかわらず、他人を雇用する企業を営む以上、給与面では固定給、福利厚生面では社会保険の完備を基本とした事業が求められているからである。長らく個人事業的なマインド、セールスパーソンの考え方でやってきた代理店の産業も、すでに法人化割合が55%を超えるまでになり、複数の雇用型募集人を抱え運営する法人化代理店が事業の基準になっている。監督官庁も新法制化のもとで、それを踏まえた使用人実態把握報告の提出を保険会社として代理店に求めているのである。代理店産業も社会的な通過儀礼ともいえる条件整備を図ったうえで、事業を組み立てていく時代になった。プロフェッショナルな事業の真価が問われる時代となった。

（保険ジャーナリスト、inswatch 編集人）

鶉沼宿かいわい

中山道は、森の中、野鳥のさえずりや、せせらぎの音を聞きながら、ゆるやかな、うとう峠に着いたあと、一里塚や道しるべを過ぎると、すぐに右に視野が広がり緑苑団地という巨大団地が目に入ります。江戸時代から急に平成の現代に戻った感じとなります。そんな団地の中を通る中山道は、ゆるやかに坂を下って行きますが、このあたりは森だったのですが、いつしか巨大団地となってしまったのです。

やがて団地の斜面に地蔵群を発見しますが、ここから、なんと木曾川の対岸、小山の上に乗っている犬山城が望むことができます。



ところで英泉の「木曾街道六十九次・鶉沼ノ駅」は、なんと犬山城を手前に木曾川を挟んで打とう峠付近を描いているのです。つまり尾張側から見た美濃を描いていることとなります。

中山道は、巨大団地を下り、小さな地蔵堂から西に折れ平地をしばらく進み大安川を渡ると、鶉沼宿に到着します。

鶉沼宿あたりは、古代の東山道時代にも宿駅が置かれていた所で、当時の東山道は、芋ヶ池あたりからこの鶉沼を通り木曾川を渡り尾張に出て、再び西へ向かい美濃に入ったのです。



古い町並みが残る鶉沼宿は、建物やシックな色で舗装された道路と行政が力を入れており、観光客からも高い評価を受けています。古い建物を改築した資料館に、大垣城の鉄門だった門を駐車場の入り口に設置したりしています。この宿場には芭蕉の句碑が設置されていますが、貞享5年(1688)、芭蕉が「更科紀行」のおり鶉沼宿にたちよったということは、まだ推定にいきを脱しておりません。

さて、中山道は、古墳がある二宮神社、蓮如ゆかりの空安寺など風情が残る地域を過ぎるとまもなく、車の往来が激しい国道21号に出ます。



(まつお・いち) ライフワークは地域史(近世交通史)。
著書は『飛騨街道紀行』『北陸街道紀行』等多数。

< 今月の復旧事例 > 家屋解体工事



倉庫の前にある民家が倉庫の出入りを不便にしていたため、民家を解体。

民家のあったところは駐車場、倉庫の一階外壁に入口とシャッターを付けて使いやすくしました。

< 場所 > 岐阜東濃地域

< 費用 > ￥2,000,000- (税込み)



施工前



施工中



施工後

岐阜県損害保険代理業協会 提携会社

一級建築士在籍の ホームステップ (株)イケダ

☎ 058-271-6788 (24時間即日対応)

◆岐阜県下 14 拠点! あなたの事故車修理工場ネットワーク◆

SHINWAグループ

「等級制度改定後のアドバイス、お困りですか？」

“車両保険の使用をおすすめできない案件が急増”

“でも、契約者は車を修理したがつている”

～当グループは自費修理も積極的にサポート!～

①「保険修理」

②作業範囲や工程の見直しと工夫、

リサイクル部品の使用で修理金額を抑えた「自費修理」

両パターンの修理見積りを作成してご提示

作業内容もわかりやすくご説明します

「保険を使わない方がいい」を「顧客満足」へ

負担少なく愛車がキレイに!ご契約者様も大助かり!

★ご自宅へ、職場へ…ご指定の場所へお車を見に伺うことも可能です★

ご多忙で工場来店が難しいご契約者様へのサービスとしても積極的にご紹介下さい!

☎ 上記に関するお問い合わせ先…TEL: 058-271-0773 (平野钣金工業内) 平野まで

代理店様の付加価値高めます
「自費修理のフォロー体制」



ご契約者様は求めています。
「保険使用アドバイス」と同時に
「負担が少ない修理方法」を…
自費修理需要が高まる今が、
契約者サポート力強化の好機です!

J-net レンタリース株式会社

本社所在地 名古屋市東区東桜1-5-7

TEL: 052-963-8231



レンタカー店舗 岐阜県 4店舗	
Jネットレンタカー岐阜駅前店 (岐阜市加納栄町通2丁目18番地)	TEL: 058-274-0582 FAX: 058-274-0566
Jネットレンタカー大垣店 (大垣市長松町高西1072-1)	TEL: 0584-93-4154 FAX: 0584-93-4155
Jネットレンタカー多治見店 (多治見市宝町11丁目38番1)	TEL: 0572-21-2543 FAX: 0572-21-3707
Jネットレンタカー関店 (関市円保通2丁目3番5号)	TEL: 0575-21-7557 FAX: 0575-21-7558

※その他愛知県11店舗、三重県2店舗など直営店・フランチャイズ店含めて25都道府県にて展開中 (H25・6月時点)

メーカー・排気量・使いやすさ・環境への配慮をした普通車からワゴン車・輸入車・福祉車両まで、様々な車種をご用意しております。

多種・多様なニーズに応えるために、一人一人がお客様の立場にたった素早し行動を心がけます。

レンタカーのご用命は、是非Jネットレンタカーへ！

毎日があんしん。

県下トップのセキュリティ専門企業の日本ガードが、身近な「あんしん」のお手伝いをさせていただきます。

安心・充実のセキュリティ

HOME SECURITY

- 日本ガードホームセキュリティ
- 短期間ホームセキュリティ
- 見守り情報サービス
- ライフリズムサービス

OFFICE SECURITY

- 機械警備システム
- 画像監視システム
- 出入管理システム
- 警備輸送システム
- 通貨処理システム 等



SPECIAL SECURITY

- 交通誘導警備
- 博覧会・各種展示会等の警備
- 雑踏警備
- 要人警備



ALSOK 日本ガード株式会社

本社: 岐阜市茜部中島2丁目66-6 電話: 058-274-4400 担当: 清水
e-mail: eigyou@nihonguard.co.jp URL: http://www.nihonguard.co.jp



創業50余年。実績でお応えいたします。

株式会社 **ゴトウ自動車ガラス**

自動車ガラスのコトならプロにおまかせ!!

くるまのガラス 救急隊!!

フロントガラスを取り替えるなら、
当社オススメ、夏も冬も大活躍。燃費もよくなります。
エンジェルガード/クールベール



**見積無料
出張サービスOK**

ガラス交換
ガラスリペア
カーフィルム
カッティングシート
ウォータースポットとり



看板制作も承ります。
フルカラーのインクジェット印刷からカッティングシートまでご利用目的により、デザインから取付までお任せ下さい。

詳しくはホームページで
<http://www.gag-jp.com>

■本社 岐阜県多治見市池田町2-48
TEL:0572-22-0175
FAX:0572-23-3510

■多治見店
岐阜県多治見市池田町1-41
TEL:0572-22-0175(代)
(TEL対応可能)
FAX:0572-23-3510
営業時間 8:30~18:00
日・祭日 9:00~17:00

■美濃加茂店
岐阜県美濃加茂市本郷町6-116
TEL:0574-25-2390
(TEL対応可能)
FAX:0574-25-1710
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

■恵那店
岐阜県恵那市大井町宮之前1116-36
TEL:0573-26-2611
(TEL対応可能)
FAX:0573-25-4183
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

■高山店
岐阜県高山市下切町169-2
TEL:0577-33-4306
(TEL対応可能)
FAX:0577-33-4307
営業時間 8:30~18:00
定休日 日・祝日定休

現場から 急ぎで移動 (有) イブカ

車のトラブル なんでも 365日・24時間
いつでも 365日・24時間
お電話1本で すぐに駆けつけます!

岐阜県損害保険代理業協会 会員様の お客様に万が一事故故障等が発生した際には
レッカーロードサービス専門会社 有限会社イブカをご用命ください。

24時間ロードサービスダイヤル **至急GO!! レスキュー**
0120-495-039

Tel 058-393-2524 Fax 058-388-7301

岐阜本社 岐阜市柳津町南塚 4丁目 249
岐阜本荘営業所 岐阜市敷島町 9丁目 1-1
岐阜羽島営業所 羽島市足近町 3丁目 634-1
岐阜笠松営業所 羽島郡笠松町門間 702-1

組織委員会より ★全国一斉「代協正会員2月入会キャンペーン」のご案内

平成25年度都道府県代協正会員増強運動において、4月～11月末日現在の代協正会員数は平成25年3月末比較▲113店の11,378店、目標の12,082店に対し▲704店という現状です。

本年度こそ目標の12,000店を必ず達成すべくキャンペーンが実施されます。

開催時期は、平成26年2月1日（土）から2月28日（金）の1か月間の1か月間です。

全ての代協での期間中必達目標：423店、岐阜県代協の期間中必達目標は7店！ 皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
(報告者 委員長 石原 壮逸)

【東海北陸ブロック合同人材育成研修会報告】

単位代協指導者並びに役員候補者を対象に代協活動の指導者の育成を目的として平成25年12月6日（金）～7日（土）に福井県あわら市 清風荘にて開催されました。

組織の活性化とリーダーシップをテーマに、講師に㈱損保ジャパン人材開発 山田 正基氏を迎えた講演の後、講師とグループの対話形式による意見交換が行われ、翌日には東海・北陸ブロックの独自企画として「代協活動の目的」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。

岐阜県代協より、岐阜支部 井戸 貴之（(有)トップスアイ）、高橋 励（(株)高橋保険コンサルタント）、西濃支部 河合 徳彦（あいおいサポート（株））、中濃支部 石原 敬雄（(株)中濃保険事務所）、飛騨支部 塚本 直人（保険タイム（株））の5名と近藤会長の計6名が参加いたしました。

【参加感想】

今回の研修会は、メインテーマである「組織の活性化とリーダーシップ」に関して多くの時間を割いて研修を行いました。「リーダーに求められるものとは？」という議題に関しては、予定時間を超えて活発な意見交換を行うことができました。各県代協を代表して出席されたメンバーは、やはり代理店活動にも、代協活動にも意欲的かつ積極的であり、参加した岐阜県のメンバーは全員、大きな刺激を受けてきました。また、パネルディスカッションでは、これからの代協活動における目的意識を高めることができました。同部屋となった各県の仲間たちとは、研修中だけでなく懇親会中も、また各部屋に戻ってからも楽しく有意義な話をする事ができ、また次回、このような研修があるならば是非参加したい研修会でした。

(報告者 岐阜支部 高橋 励)

編集後記

明けまして、おめでとうございます。

この編集後記を書いている中、金融庁から、保険募集に係る再委託の禁止という、代理店経営に直接影響する改正案が飛び込んできました。今年も、大変な年になりそうですね！

(和田 英樹)

発行日／平成26年 1月27日 責任者／近藤信悟 発行／広報機関誌委員会

〒502-0912 岐阜市西島町8-10 Tel 058-294-1221 Fax 058-294-8051

E-mail : gfdaiikyo@opal.ocn.ne.jp <http://gifudaikyo.or.jp/>

【編集室メンバー】笠城 茂、北村 篤俊、和田 英樹、水川 博之、安江 努、馬場 浩之、
近藤 信悟、小西 恭弘、森 信彦